

平成23年8月29日

警察官等を名乗る者によるキャッシュカード詐欺について（ご注意のお願い）

J Aのお客様に警察官を名乗る者から電話があり、「捕まえた窃盗犯があなたの通帳を持っていた」として、暗証番号を聞き出したうえでキャッシュカードを受け取り、近隣のATMから現金を引き出すという被害が発生しております。

警察官やJ A等の金融機関職員が、お客様に対し電話や店舗外などで暗証番号をお伺いすることはありません。他人にキャッシュカードを渡したり、見知らぬ相手はもちろん家族を名乗るような場合でも、暗証番号を教えないよう、くれぐれもご注意ください。

キャッシュカードが手元から無くなる、身に覚えのない取引があるなど被害に遭ったと思われる場合には、まず、すみやかにお取引J Aまでご連絡ください。

以下をお守りいただかないと、偽造・盗難カードによる被害が補償されない場合もありますので、ご注意ください。

- キャッシュカードの暗証番号を例えば生年月日、自宅住所・地番、電話番号、勤務先電話番号、自動車のナンバーなど、お客さま以外の方も知りえる番号にすることは絶対に行わないでください。
- キャッシュカードを自動車内などに放置すること、他人に容易に奪われる状況に置くことは絶対に行わないでください。
- キャッシュカードを他人に渡すこと、暗証番号を他人に教えること、暗証番号をキャッシュカード上を書くことは絶対に行わないでください。
- 暗証番号を書いたメモや、暗証番号を推測させるような書類などを、キャッシュカードとともに携行・保管しないでください。キャッシュカードの暗証番号をロッカー、貴重品ボックス等、他の暗証番号として使用することは絶対に行わないでください。